

沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の施行による料金改定イメージ

本改正条例の施行により、下記のとおり段階的値上げとなります。

記

【改定前】 (税抜)

用途	基本料金 (1 箇月につき)		超過料金 1 立方メートルにつき
	水量	料金	
一般用	8 立方メートル	800 円	120 円
営業用	10 立方メートル	1,000 円	120 円
浴場営業用	200 立方メートル	4,900 円	40 円
臨時用	1 立方メートルにつき	120 円	

【改定後（案）】

一段階目改定 令和7年度～令和8年度 (改定率14%) (税抜)

用途	メーターの口径	基本料金 (1 か月につき)	従量料金(1 立方メートルにつき)	
			8 立方メートルまで	9 立方メートル以上
一般用	13 ミリメートル	900 円	0 円	134 円
	20 ミリメートル	1,420 円		
	25 ミリメートル	2,040 円		
	30 ミリメートル	2,660 円		
	40 ミリメートル	4,010 円		
	50 ミリメートル	6,070 円		
	75 ミリメートル	12,910 円		
臨時用	—	—	1 立方メートルにつき	134 円

二段階目改定 令和9年度～令和11年度 (改定率28%) (税抜)

用途	メーターの口径	基本料金 (1 か月につき)	従量料金(1 立方メートルにつき)	
			8 立方メートルまで	9 立方メートル以上
一般用	13 ミリメートル	1,010 円	0 円	150 円
	20 ミリメートル	1,600 円		
	25 ミリメートル	2,290 円		
	30 ミリメートル	2,990 円		
	40 ミリメートル	4,500 円		
	50 ミリメートル	6,820 円		
	75 ミリメートル	14,500 円		
臨時用	—	—	1 立方メートルにつき	150 円

【料金適用開始月】

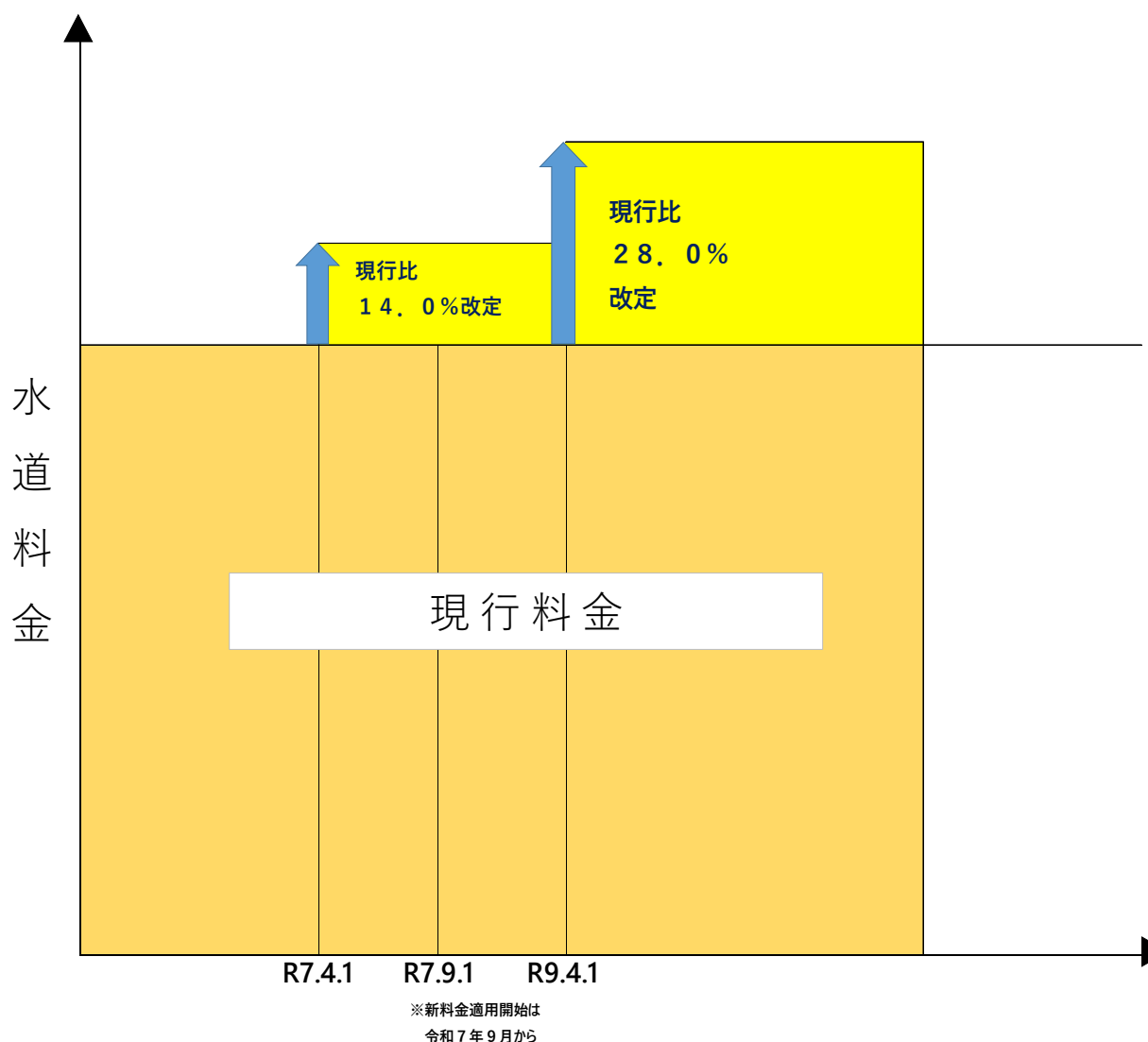
(一段階目) 令和7年9月

(二段階目) 令和9年4月

○一段階目改定日は改正条例の施行予定日（令和7年4月1日）となりますが、改正条例附則における経過措置として、令和7年8月までの料金を従前の例によるものと定めるため、令和7年9月からの適用となります。

○二段階目については、改正条例附則における特例として、第一段階目の料金体系を令和9年3月までと定めるため、令和9年4月からの適用となります。

※イメージ図



【料金改定後のモデルケース（案）】 ※一般家庭用（口径13ミリの場合）

R7～R8（改定率14.0%）

【料金体系】		【改定前・改定後(案)月額比較】				※税抜、改定前料金はすべて一般用でメーター使用料を含めて算定。
口径	基本料金（月額）	口径	使用水量	改定前	改定後（案）	上昇額
13mm	900 円	13mm	8m ³	850 円	900 円	50 円
従量料金	134 円/m ³	13mm	15m ³	1,690 円	1,838 円	148 円
		13mm	20m ³	2,290 円	2,508 円	218 円
		13mm	25m ³	2,890 円	3,178 円	288 円
		13mm	30m ³	3,490 円	3,848 円	358 円
		13mm	35m ³	4,090 円	4,518 円	428 円

R9～R11（改定率28.0%）

【料金体系】		【改定前・改定後(案)月額比較】				※税抜、改定前料金はすべて一般用でメーター使用料を含めて算定。
口径	基本料金（月額）	口径	使用水量	改定前	改定後（案）	上昇額
13mm	1,010 円	13mm	8m ³	850 円	1,010 円	160 円
従量料金	150 円/m ³	13mm	15m ³	1,690 円	2,060 円	370 円
		13mm	20m ³	2,290 円	2,810 円	520 円
		13mm	25m ³	2,890 円	3,560 円	670 円
		13mm	30m ³	3,490 円	4,310 円	820 円
		13mm	35m ³	4,090 円	5,060 円	970 円